

【Q： 休日の振替と代休の違い】

Q 休日の振替と代休の違いを教えてください。

A

1 休日の振替とは、休日と定めた日に勤務し、その代わりに他の勤務日を休日とすることで、勤務日と休日を入れ替えることです。

（例）日曜日を休日と定めていた場合

日曜日	勤務
他の勤務日	休日（日曜日の振替）

休日の振替制度を採用する場合には、事前に就業規則で振替の具体的事由や振替日の特定方法等を規定しておく必要があります。

この休日の振替制度を行うことによって、日曜日に職員を出勤させても休日出勤とはならず、休日労働の割増賃金の支給も必要ありません。

2 代休とは、あらかじめ休日と勤務日を振替ることなく、休日労働や長時間の時間外労働をさせた場合、その代償措置として以後の特定の労働日の勤務義務を免除することです。

したがって代休の場合、就業規則に規定してあってもこの場合の休日労働や時間外労働に対しては、あらかじめ36条協定の届出が必要であるし、割増賃金の支給が必要です。